

一般社団法人日本造園建設業協会支部運営規程

(総 則)

第1条 一般社団法人日本造園建設業協会（以下「本会」という。）支部の運営は、本会の定款に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(支 部)

第2条 支部は、都道府県に置く。

(事 業)

第3条 支部は、本会の定款に定める事業のうち、必要な事業を行う。

(会 員)

第4条 支部の会員は、次のとおりとする。

定款第5条の正会員及び正会員である団体の支店、営業所等で賛助会員となっている者。

(会 費)

第5条 会員は、支部総会において別に定めるところにより、支部会費を納入しなければならない。

(役 員)

第6条 支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名以内
幹事	若干名
支部監事	2名以内

(役員を選任)

第7条 幹事及び支部監事は、会員のうちから支部総会において選任する。

- 2 支部長は、幹事のうちから支部総会において候補者を選定し、理事会の承認を得て定める。
- 3 副支部長は、幹事のうちから幹事会において選任する。
- 4 幹事及び支部監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 支部長を選定したとき及び他の役員を選任したときは、速やかに地域の総支部を経由し、本会の会長に届け出なければならない。異動があったときも

同様とする。

(職 務)

第 8 条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるとき又は支部長が欠員のときは、その職務を代行し又はその職務を行う。
- 3 幹事は、支部総会の決議に基づいて会務の執行を決定する。
- 4 支部監事は、業務及び経理状況を監査し支部総会に報告する。

(任 期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。

ただし、再任を妨げない。補欠選任の場合の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 2 役員は、任期満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての職務を行わなければならない。

(解 任)

第 10 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、支部総会の決議により、これを解任することができる。

ただし、支部長については、理事会の承認を得なければならない。

(補欠選任)

第 11 条 役員に欠員が生じたときは、第 7 条の規定により選任する。

(顧問及び相談役)

第 12 条 支部に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は造園建設業に功労のあった会員のうちから、支部長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、重要事項について支部長の諮問に応ずる。

(支部総会等)

第 13 条 支部に支部総会と幹事会を置く。

- 2 支部総会は、会員をもって構成する。
- 3 幹事会は、役員をもって構成する。
- 4 支部総会は通常支部総会及び臨時支部総会の 2 種とする。

(招 集)

第14条 支部長は、支部総会及び幹事会を招集する。

- 2 支部総会と幹事会の招集は、会員又は幹事等に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面で開催日の7日前までに通知しなければならない。

(権 能)

第15条 支部総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び決算の承認
 - 二 その他、支部の運営に関する重要な事項
- 2 幹事会は、次の事項を決議する。
- 一 支部の事業計画及び収支予算の決定
 - 二 支部総会の決議した事項の執行に関すること
 - 三 支部総会に付議すべき事項
 - 四 支部総会の決議を要しない会務の執行に関すること

(開 催)

第16条 通常支部総会は、5月末開催の理事会までに開催する。

- 2 臨時支部総会は、支部長が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上、若しくは支部監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 幹事会は、必要に応じ随時開催する。

(議 長)

第17条 支部総会等の議長は、支部長がこれに当てる。

(決 議)

第18条 支部総会又は幹事会の決議は、会員又は幹事等の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第19条 支部総会等の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会員又は幹事の現在数並びに会議に出席した会員の氏名及び幹事の氏名
- 三 決議事項

四 議事の経過の要領及びその結果

- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は幹事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名及び押印しなければならない。

(資産の構成)

第20条 支部の資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 入会金及び支部会費
- 二 寄付金品
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 助成金
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第21条 支部の資産は、支部長が管理し、その方法は幹事会の決議を経て支部長が定める。

(経費の支弁)

第22条 支部の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第23条 支部の事業計画及び収支予算については、3月末開催の理事会までに会長に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第24条 支部の事業報告及び決算については、5月末開催の理事会までに会長に提出しなければならない。

(事業年度)

第25条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委員会)

第26条 支部事業の円滑な運営を行うため、支部に本部に設置する委員会に準じた委員会を置くことができる。

- 2 委員会を設置したときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(事務局)

第27条 支部の事務を処理するため、支部に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、支部長が幹事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年9月19日から実施する。

平成14年5月23日一部改正

平成19年3月28日一部改正

平成24年4月 1日一部改正

平成26年3月28日一部改正